

「緊急小口資金特例貸付」のご案内

① 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

② 必要書類の準備

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員/原本/発行3か月以内/続柄入り）※本籍地、マイナンバー表示は不要 ※同一住所で世帯分離している場合は世帯分離している方の住民票も必要です |
| <input type="checkbox"/> 通帳、またはキャッシュカード（写）※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号のわかる部分の写し |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類※いずれか一つ、外国籍の方は在留カード必須
ア 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
イ 健康保険証（お名前、生年月日、住所の記載のある箇所はすべてコピー）
ウ マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
エ パスポート（顔写真のページ、所持人欄（現住所の記載）のページのコピー） |
| <input type="checkbox"/> 【外国籍の方は必須】
在留カード（特別永住者証明書）（住所変更している場合は両面コピー） |

③ 申込書の記入・押印

◆ご記入・押印いただく書類

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 借入申込書（緊急小口資金特例貸付借入申込書） |
| <input type="checkbox"/> 借用書（緊急小口資金特例貸付 借用書） |
| <input type="checkbox"/> 重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書） |
| <input type="checkbox"/> 申立書（収入の減少状況に関する申立書） |

<ご記入いただく際の注意事項>

- ・記入例を参考に記入、押印ください。
- ・黒ボールペンで記入ください。※フリクションボールペンは使用しないでください。
- ・必ず申込人が自筆で署名、ご記入ください。
- ・訂正は二重線をひき、訂正印を押印していただくようお願いいたします。

④ 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき専用封筒にてご郵送ください。
※郵送ではなく、本会の窓口までお越しいただく場合もございます。

⑤ 「北名古屋市社会福祉協議会」にて申込書類の点検後「愛知県社会福祉協議会」へ取次 申込書類に記入や書類の漏れがなければ、県社協へ取次を行います。

⑥ 「愛知県社会福祉協議会」にて申込書類の点検、貸付金の資金交付

県社協で申込書類の点検後、貸付金の資金交付を行います。

県社協の申込書類受理日から1週間～2週間程度で送金となります。審査の状況によっては、送金が遅れる場合がございます。